

# 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学研究インテグリティの 確保に関する規程

令和6年3月21日 規程第95号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等法人において研究活動を行う全ての者をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

2 理事長は、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について法人に開示を行うものとする。

(運営協議会における審議)

第5条 静岡社会健康医学大学院大学大学運営協議会規程（令和3年規程第86号）に規定する協議会（以下「運営協議会」という。）は、次に掲げる事項の審議を行う。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (4) その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(マネジメントの対象及び情報の範囲)

第6条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントの対象は、外国機関等との学術交流や産学官連携により発生する利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、研究・教育活動に影響するリスクその他法人の信頼が低下するリスク（以下、「懸念リスク」という。）とする。

2 懸念リスク管理のために取り扱う情報の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外国機関等との兼業、クロスアポイントメント、栄誉職称号等に関する  
こと。
  - (2) 外国機関等との共同研究契約、受託研究契約等に関すること。
  - (3) 外国機関等からの寄附金、助成金、物品等の受入に関すること。
  - (4) 外国機関等からの研究員・学生等の受入又は外国機関等への研究者の派  
遣に関すること。
  - (5) 外国機関等への安全保障輸出管理に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、外国機関等との学術交流、産学官連携その  
他外国機関等からの人的・物的支援に関すること。
- 3 運営協議会の構成員が前項各号の懸念リスクに係る情報を把握したときは、  
運営協議会を招集し、その情報の共有を図るものとする。

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓  
口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、教務課の職員をもって充てる。

(庶務)

第8条 この規程に基づく庶務は、事務局関係課の協力を得て、教務課におい  
て処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネ  
ジメントに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会  
の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和6年3月21日から施行する。